

宜野湾市障がい福祉計画策定業務委託仕様書

1 委託事業名称 宜野湾市障がい福祉計画策定業務委託

2 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」の一体的な計画として策定された「第 7 期宜野湾市障がい福祉計画」及び「第 3 期宜野湾市障がい児福祉計画」が令和 8 年度をもって終了となる。

本業務は、宜野湾市（以下「発注者」という。）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」の一体的な計画として、第 8 期宜野湾市障がい福祉計画及び第 4 期宜野湾市障がい児福祉計画（令和 9 年度～令和 11 年度）を策定するにあたり、その策定業務を委託するものである。策定に際しては、市の総合計画はじめ、本市地域福祉計画等と整合を図るとともに、国や県の指針、計画等を踏まえ、介護保険制度等の他の福祉施策や保健・医療施策等との連携を図り、本市の地域特性に応じた計画を策定していくため、豊富な経験と高い専門知識を備えた外部の専門機関へ業務委託を行う。

3 委託業務期間

委託業務契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 業務内容

1. 住民意識（アンケート）調査の実施

（1）調査票作成及び印刷

調査票は、受注者が発注者と協議のもと検討、作成する。内容はアンケート調査とし、国が示す「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針」等に基づき、過去の計画策定時に実施したアンケート調査の内容等を参考に作成すること。また、調査方法は郵送の他、インターネットを用いたオンラインでの回答も可能な方法も準備すること。

なお、調査対象者は 65 歳未満の者とし、障がい等別の対象件数は概ね次のとおりとする。

- ① 身体障がい者 1,000 人 ※手帳所持者の約 30%
- ② 知的障がい者 300 人 ※手帳所持者の約 30%
- ③ 精神障がい者 600 人 ※手帳所持者の約 30%
- ④ 児童 300 人 ※支給決定者数の約 30%
- ⑤ ①～④以外の市民 1,300 人

計 3,500 人

※ここに示されたサンプル数は目安であり、信頼できるサンプル数を示し、説明ができるのであれば、その限りではない。

(2) 調査票発送

調査票やあいさつ文の印刷、調査票及び返信用封筒封入、宛名シール貼り(宛名シールは発注者より提供)発送用・返信用封筒は、受注者が準備し、封入作業費、発送作業費、郵送料等は、全て委託料に含む。なお、配布・回収は郵送により行うこととし、返信用封筒の宛名は本市、本市に届いた調査票の回収については、受注者で行うこと。

(3) アンケート集計・分析

回収後の調査票は、受注者が集計・分析（コメント含む。）を行う。

- ① 身体、知的、精神、児童、難病の種別により分析が行えるよう留意する。
- ② 属性クロス（年齢別、等級別、家族構成別等）集計のほか、必要に応じて設問間クロス集計を行う。
- ③ 必要に応じて過去の調査との経年比較を行う。
- ④ 自由回答記載欄を設ける。

受注者は、集計が完了した段階で中間報告書を作成し発注者に報告すること。また、データ入力後、調査表を発注者に返却すること。

(4) 報告書作成

アンケート調査の集計分析結果をまとめ報告書を作成すること。

2. 第7期宜野湾市障がい福祉計画及び第3期宜野湾市障がい児福祉計画の進捗と評価

(1) 現状の評価・分析と基本的な政策目標及び重点課題の整理

- ① 関係部署、関係機関にこれまでの市における障害福祉の現状の評価・分析を行う。
- ② 基本的な政策目標及び重点課題の整理に際しては、計画への障がい当事者の意見を反映する手段の一つとして、障がい者団体及び自立支援協議会等への意見照会やインタビュー調査等を実施する。
- ③ 関係部署や関係団体等のヒアリング等を実施し、本市の障がい者（児）福祉施策の現状確認・評価、障がい者（児）ニーズの把握等を実施する。
- ④ 障がいサービスに繋がらない当事者の実態把握と課題整理

(2) 上位・関連計画等との整合性

計画の策定にあたり、本市の総合計画及び地域福祉計画等の各種計画の概要を把握し、本計画とのかかわりを整理する。

(3) 調査報告書作成

上記（1）（2）の結果を取りまとめ、報告書を作成すること。

※電子データ及び基礎データ一式を CD-R にて提出。データ形式は、発注者、受注者相談の上決定するが、原則 PDF、WORD 及び EXCEL 等で報告する。

3. 障害福祉サービス供給量の推計

障害福祉サービスの種類ごとに、現状の把握と評価を行い、その結果をもとに令和9年度から令和11年度までの各年度のサービス量を推計するとともに、その目標達成のための方策の検討を行う。

4. 第8期宜野湾市障がい福祉計画及び第4期宜野湾市障がい児福祉計画の策定

- (1) 計画の原案に発注者が適宜加筆・修正を加え計画案を作成する。
- (2) 案を地域福祉計画懇話会に臨むための計画案を作成する。また、地域福祉計画懇話会の意見を受けて、発注者が適宜加筆・修正を加えた後に計画案を作成する。

5. 各種会議等への出席・運営サポート

発注者との打合せ会議を開催する。また、下記の会議の資料作成を行うとともに、出席し、会議録を作成する。

① 事務局会議	1回/月
② 策定委員会	3回
③ 作業部会	3回
④ 自立支援協議会	2回
⑤ 宜野湾市地域福祉計画懇話会	3回

6. 計画素案に対するパブリック・コメント実施に係る協力事項等

市ホームページや市報を通して計画素案に対するパブリック・コメントを実施する際の必要な支援、資料提供等を行う。

7. 成果品

- ① アンケート調査報告書 100部
調査報告書・電子データ及び基礎データ一式を CD-R にて提出。データ形式は、発注者、受注者相談の上決定するが、原則 PDF、WORD 及び EXCEL 等で報告する。
- ② 第7期宜野湾市障がい福祉計画及び第3期宜野湾市障がい児福祉計画の進捗と評価に係る調査報告書 ※電子データのみ
調査報告書・電子データ及び基礎データ一式を CD-R にて提出。データ形式は、発注者、受注者相談の上決定するが、原則 PDF、WORD 及び EXCEL 等で報告する。
- ③ パブリックコメント原稿案作成：1回 A4（1色刷り）
- ④ 第8期宜野湾市障がい福祉計画及び第4期宜野湾市障がい児福祉計画 A4（表紙及び裏表紙カラー、その他1色）200部
- ⑤ 第8期宜野湾市障がい福祉計画及び第4期宜野湾市障がい児福祉計画概要版 400部
※なお、データ形式については別途協議するものとする。
- ⑥ 各種会議の議事録
※③と④についてはユニバーサルデザインに配慮したものにする。

5 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 本業務により得られた成果、著作権は原則として宜野湾市に帰属するものとする。
- (2) 秘密保持
 - ア 本業務に関し、提案者から市に提出された企画提案書等は、本事業審査以外の目的で使用してはならない。
 - イ 本業務に関し、受託者が市から受領又は閲覧した資料等は市の了解なく公表又は使用してはならない。
 - ウ 受託者は、本業務で知り得た市及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

6 実施体制

計画策定の支援業務の経験を持つ技術者（研究員等）を2名以上確保し、正副担当者とすること。正副担当者以外の実施体制についても報告すること。

7 守秘義務

本業務において知り得た個人情報については、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、かつ、その取扱い等については、本市の指示に従わなければならない。

8 その他

- (1) 計画書の編集・校正・修正作業
 - 計画書の企画・デザイン・編集・校正・修正等を行う。編集にあたっては、市民にわかりやすく読み手の興味をひくデザイン・構成に配慮することとする。
- (2) 今後、新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。
- (3) 適正な事業運営のため、必要に応じ、資料等の作成を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (4) 受託者は、本業務の着手前に業務工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。
- (5) 計画策定に係る国、県への各種報告、資料提出があった場合は、本市の指示する時期に円滑に対応すること。
- (6) 業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。
また、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により本市の承諾を得ること。
- (7) その他仕様書に記載のないものについては、本市と受託者が協議を行い決定する。